



WEBからも
申込できます！

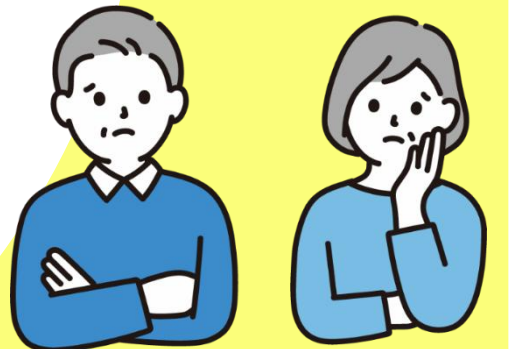
空き家の相続などに関する

弁護士
不動産業者
司法書士
が相談に応じます

無料

相談会

先着順



相続手続きって
どうすればいいの？

権利関係が複雑で
販売ができない！

家の中に他人の
持ち物が置いてある



その他、法律の専門家に相談が必要なことであれば、
お気軽にご相談ください！

※遠方の方はZOOMなどでの相談にも対応します。

第1回

2025 8月3日（日） 9：30～12：00

第2回

2025 12月7日（日） 9：30～12：00

会場

甲賀市役所 別館会議室101

1組30分程度
各日程 定員5組

申込方法

裏面の申込書または
QRコードよりお申し込みください

主催：甲賀市

協力団体：滋賀県司法書士会、滋賀弁護士会、空き家バンク連絡会議

法律相談会 申込書

右側QRコードよりWEB上での
お申し込みが可能です。



希望日	☐ 8月3日（日） 9：30～/10：00～/10：30～/11：00～/11：30～ ☐ 12月7日（日） 9：30～/10：00～/10：30～/11：00～/11：30～
ふりがな	
お名前	
ご住所	〒
電話番号	
メールアドレス	
空き家 所在地	甲賀市
相談内容	(例) 相続人が多数いるが、どうすれば良いか知りたい。 ※ ご記入いただいた個人情報については、市の空家対策以外には使用しません。

申込先	甲賀市役所 住宅建築課 空家対策室 〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地 TEL：0748－69－2214／FAX：0748－63－4601 E-mail：koka10405000@city.koka.lg.jp ※TEL・FAX・E-mail・郵送・WEBいずれかの方法でお申し込みください。 ※先着順での受付となります。
-----	--

